

吹田市関連職員労働組合図書館支部令和3年度冬期一時金交渉議事録

- 1 日時 令和3(2021)年11月10日(水)午後7時～午後8時
- 2 場所 職員会館3階第1会議室
- 3 出席者 ○職員団体等
丹羽執行委員長、山本副執行委員長、西本副執行委員長、古賀書記長、
鬼塚執行委員(関連担当)、船越執行委員(関連担当) 他 計 14名
○当局
堀地域教育部次長、林野中央図書館長、桑名中央図書館参事、
大平中央図書館参事、牧瀬千里図書館長、梶原さんくす図書館長、
林江坂図書館長、伊藤千里丘図書館長、長尾健都ライブラリー館長、
森山田駅前図書館長 計 10名

4 内容

参加者名簿交換

○職員団体等：執行役員紹介

○当局：地域教育部次長挨拶。千里山・佐井寺図書館長は欠席。

■関連労組との交渉の持ち方について

○当局：関連労組は、地方公務員法に基づく職員団体であると認識している。その立場での交渉の場となるが、それでよろしいか。

○職員団体等：了承

■冬期一時金要求書

○職員団体等：正規職員と基本給に差がある上に、掛け率も差があると格差は広がる一方である。現在の手取り額では一人暮らしもできない状況であり、また常に雇止めの不安を抱えている。将来のことを考えると大変不安で老後のことを考え、節約して貯金をしている。格差是正のために関係部局へ訴えてほしい。
(組合員の声読み上げ)

○当局：会計年度任用職員の方々の厳しい生活実態は、以前から聞いている。地域教育部だけで判断できることではないので、要求内容については関係部局に伝えていく。

■統一要求書

以下、令和3年度（2021年）吹田市関連職員労働組合図書館支部統一要求書のうち、重点項目1、2、4、7、8について交渉。新型コロナウイルス感染症対策として、時間短縮のために小項目の読み上げは省略する。

重点項目1

雇用形態を改善すること。

- 職員団体等：指定管理者制度の導入などで会計年度任用職員は雇用の継続に不安を抱えている。毎回確認しているが、現在のところ、雇い止めは考えていないという認識でよろしいか。
- 当局：指定管理者制度が導入される館も増え、更にいっそう不安な気持ちになっているかと思われるが、図書館では事業の縮小・廃止は現時点では考えてない。その他については、地域教育部だけで判断できることではないが、要求内容は関係部局に伝えていく。

重点項目2

安心して働き続けられる職場環境・体制を整えること。

- 職員団体等：コロナ禍において、ワクチンの職域接種など迅速な対応をして頂き感謝している。引き続き職員が安心して働ける環境の整備をお願いしたい。
平成14年（2002年）の北千里分室改修工事後にシックハウス症候群を発症し、もうすぐ20年となる。このシックハウス症候群の事実を風化させないことが大切だと考えている。千里丘や健都などはシックハウス対策がされた塗料などを使用しているのか、比較的匂いなどが少ないと感じるが、中央は改修のせいかわず強いの匂いを感じる。これからも建て替えなどがあると思うが、新たな罹災者が出ないようにお願いしたい。
- 当局：同じ職場で働く職員として、ワックスがけの日程や使用する用品など対応可能なことについては、最大限配慮しているし、これからも同様の対応を続けていく。罹患した職員が働ける場所がないという事にならないよう、努めていく。

重点項目4

報酬、手当に関する制度を早急に改善すること。

- 職員団体等：報酬制度が何度も変わり、2018年に報酬上限の引き下げが行われ昇給が頭打ちになった分、一時金には期待を持っている。

しかし、昨年度の夏期一時金は期間率がかけられ、今年の夏は人事院勧告により削減された。せめて勤勉手当をつけて欲しい。国の非常勤職員には勤勉手当がつけられていると聞いた。基礎報酬の上限引き下げは労使合意がなされていない。引き続き報酬上限の撤廃を求める。

- 当局：生活実態の厳しさの訴えなど切実な要求であることは理解している。地域教育部だけで判断できることではないが、要求内容については関係部局に伝えていく。また、国が勤勉手当を支給しているという事に関しては調査をして関係部局に伝える。

重点項目 7

安全かつ安心に出産、育児ができるよう、母性保護に関する制度を正規職員と同様に認め、早急に確立すること。

- 職員団体等：(組合員の声の読み上げ)

母性保護については、制度の改善がなされているにも関わらず、正規職員と会計年度任用職員の格差があることが疑問。特に部分休業の制度では3歳まででは保育所のお迎えに間に合わず、時間休を使っている実態がある。格差の是正を強く要求する。

- 当局：子育てをする上で、正規職員と会計年度任用職員の区別はなく、家庭のサポートがなければ仕事を続けることが難しい実態は理解している。要求される制度については地方公務員の育児休業等に関する法律に定められており、地域教育部だけで判断できることではないが、要求内容については関係部局に伝えていく。

重点項目 8

正規職員と同等の休暇制度を確立すること。

- 職員団体等：病気休暇の日数の改善を強く要求する。病気休暇は手術や長期療養が必要な状態だと認識している。その病気休暇が10日では短すぎる。正規職員は90日であり差が大きい。治療に必要な日数は会計年度任用職員も変わらない。病気になれば仕事を辞めなければならないという様なことが起きないように日数の改善を求める。

- 当局：療養が必要な期間については、正規職員と会計年度任用職員の区別はなく必要であることは理解している。しかしながら、地域教育部だけで判断できることではないので、要求内容については関係部局に伝えていく。また、各職場できる範囲のことについては可能な限り対応させていただく。